

LPガス設備費用請求等の判決について（お知らせ）

令和7年12月23日に最高裁判所において、LPガス設備費用請求及び残存費用等請求に関する判決が下記の通りに下りましたのでお知らせいたします。会員の皆さまには、一昨年から商慣行是正や料金透明化の法改正に対し真摯に対応されていることと存じます。引き続き無償配管の商慣行是正、三部料金の徹底に取り組まれますようお願いいたします。本判決が今後の実務に影響を及ぼす可能性があることから、今後の対応についての情報が入り次第お知らせいたします。

残存費用等請求事件

（最高裁令和7年12月23日判決）

—無償配管に関する判断と今後の実務対応のポイント—

2025年12月23日に示された、LPガス供給契約における残存費用等請求条項に関する最高裁判決について、その概要と実務上のポイントを整理してご紹介します。

判決の概要

本件は、LPガス販売事業者が戸建住宅の建築段階で屋内配管やガス栓、給湯設備等を設置したものの、その費用を建築事業者には請求せず、住宅購入者との間でLPガス供給契約を締結した事案です。

当該供給契約には、供給開始から一定期間（10年）内に契約を終了した場合、設備設置費用の一部を、経過期間に応じて支払うとする条項が設けられていました。

事業者側は、この条項を設備設置費用の精算に関する合意と位置付けましたが、消費者側は、解約を抑止する違約金条項に当たり、消費者契約法9条1号に反して無効であると主張しました。

第一審と控訴審で判断が分かれた後、最終的に最高裁が判断を示しました。

最高裁の判断の枠組み

最高裁は、本件条項の法的性質を判断するに当たり、条項の形式だけでなく、契約締結に至る経緯や料金体系を含めた契約全体の構造を踏まえ、その実質的な機能を検討しました。

具体的には、

○設備設置費用が建築事業者に請求されてい

かったこと

○住宅購入者が特定のLPガス事業者から供給を受ける前提で説明を受けていたこと

○設備設置費用とガス料金との関係が明確に整理されていなかったこと

といった点が考慮されました。

これらを踏まえ、最高裁は、本件の設備設置費用について、個別契約の明確な対価というよりも、LPガス供給契約を獲得・維持するための先行的な費用としての性格が強いと整理しました。

違約金等条項該当性に関する判断

最高裁は、本件条項について、供給契約が短期間で終了することを抑止し、将来得られるはずであったガス料金収入の減少を補う目的を有しているとし、実質的に違約金または損害賠償額の予定として機能するものであると判断しました。

形式上は設備設置費用の精算条項のように見える場合であっても、契約全体の構造や経済的実態を踏まえれば、消費者契約法9条1号にいう「違約金等条項」に該当すると整理された点が、本判決の重要なポイントといえます。

平均的な損害に関する判断

消費者契約法9条1号では、違約金等条項であっても、「平均的な損害」の範囲内であれば有効とされています。

本判決では、LPガス料金が自由料金であり、事業者が多数の契約者と継続的な取引を行っているという事業特性を踏まえ、設備設置費用が未回収となる契約者が一定数生じることは、あらかじめ想定し得るリスクであると整理されました。

その結果、同種契約の解除に伴い事業者に生ずべき平均的な損害そのものが認められないとし

争点と最高裁の判断

本件の争点は、建物に設置されたLPガス配管が、建物に付合し建物の一部として扱われるのか、それとも建物とは別個の動産として独立した所有権の対象となるのか、という点にありました。

最高裁は、本件配管の設置状況や構造、経済的性質を踏まえ、次の点を重視しました。

○配管を撤去するには床材や外壁等を取り壊す必要があり、建物に相当程度の損傷が生じること

○撤去・復旧には手間や費用を要する一方、撤去後の配管自体の経済的価値は乏しいこと

○配管は建物と一体となって使用されることで初めて効用を発揮し、建物とは別個に市場で取引されるものとは考えにくいこと

これらを総合し、最高裁は、本件配管は建物に付合したものであり、民法242条ただし書の適用もないと判断しました。

契約構成に対する評価

配管が建物に付合し、住宅購入者が建物とともに所有権を取得している以上、「配管の所有権が事業者にある」とした上で売買予約契約を締結するという契約構成は成り立たないとされました。

その結果、配管の売買代金請求や、所有権に基

て、本件条項は全部無効と判断されました。

補足意見と制度動向

補足意見では、無償配管の商慣行について、設備設置費用とガス料金との関係が不明確となり、料金の不透明化につながるおそれがある点が指摘されています。

また、2025年4月施行の省令改正により導入される**三部料金制（基本料金・従量料金・設備費用）**に触れ、設備費用を明確に区分した場合には、本判決とは異なる整理がなされる可能性があることも示されています。

実務対応のポイント（会員事業者向け）

本判決を踏まえ、会員事業者において考えられる主な実務対応ポイントは次のとおりです。

- 無償配管を前提とした既存契約条項の内容確認・整理
- 解約時の残存費用等請求を前提とした契約設計の見直し
- 基本料金・従量料金・設備費用の関係を明確にした料金体系の構築
- 三部料金制を前提とした設備費用の位置付けや請求方法の整理
- 契約時における利用者への説明内容の見直し
- 住宅建築段階での設備設置に関する建築事業者との役割分担の明確化

本判決は、LPガス業界における契約や料金の在り方を改めて考える契機となるものといえます。今後の実務対応を検討する際の参考にしてください。

づく配管引渡請求はいずれも認められないと結論付けられています。

実務対応のポイント

本判決を踏まえ、留意すべき主な実務対応ポイントは次のとおりです。

- 建物に組み込まれる形で設置される配管や消費設備については、付合が生じる可能性が高いことを前提に整理する
- 「配管は事業者所有」とする契約条項について、その法的有効性を慎重に確認する
- 売買予約契約や残存価値請求といった契約構成が、実態に即しているかを見直す
- 設備費用の回収については、解約時精算に依存せず、料金体系や初期費用の在り方も含めて検討する
- 建築事業者との役割分担や、設備設置段階での費用負担をあらかじめ明確にしておく

本判決は、戸建住宅に設置されるLPガス配管の法的評価について、実務上重要な考え方を示したものとされます。

今後の契約実務や設備投資の在り方を検討する際の参考にしてください。

設備費用請求事件

（最高裁令和7年12月23日判決）

—建物に設置されたLPガス配管の法的評価と実務上の留意点—

実務とも関係の深い、建物に設置されたLPガス配管の法的性質を巡る最高裁判決について、その要点と実務上の参考点を整理します。

事案の概要

本件は、LPガス事業者が、住宅メーカーが販売する戸建住宅において、LPガスの消費設備に係る配管やガス栓等（以下「本件配管」）を設置した事案です。本件配管は、屋外の貯蔵設備から建物内部に引き込まれ、床下や外壁を通じて、ガスコンロや給湯器に接続されていました。

住宅購入者は、住宅の引渡し後、LPガス事業者との間で供給契約を締結するとともに、「配管の所有権は事業者にある」とした上で、供給契約を解約した場合には、配管について売買予約契約が成立し、残存価値相当額を支払うとする契約を締結していました。

その後、需要家が供給契約を解約したことから、事業者は、売買予約完結権を行使したとして、配管代金の支払等を求めて訴訟を提起しました。

全文については、下記URLの裁判所HPより確認ください。

<https://www.courts.go.jp/index.html>

裁判例を調べる ⇒ 最近の最高裁判例 ⇒ 検索画面にて事件名を入力 ⇒ 表示



令和7年度愛媛県緊急連絡訓練

令和7年12月17日(水)午前11時より、例年どおり愛媛県緊急連絡訓練を実施しました。

業務のなか、ご参加ならびにご協力いただきまして誠にありがとうございました。

まずは、「シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)」に参加し、「(1) まず低く=DROP!」⇒「(2) 頭を守り=COVER!」⇒「(3)

動かない=HOLDON!」の安全確保行動を約1分間行いました。

続いて、各会員は販売所内の被害状況等を第1報として、各支部の緊急連絡網に従って所属支部の支部長へ連絡し、支部長は支部管内の被害状況等を取りまとめ、協会本部へ報告をいただきました。

協会本部は県下の状況を取りまとめた上で、愛

媛県民環境部防災局消防安全課に被害状況をFAXで報告するとともに、各支部長事業所に対し愛媛県内の被害状況を連絡し、全支部からの受信確認連絡を以て訓練を終了しました。

総括：次回の訓練に向けて、訓練終了後ヒアリングを実施し様々なご意見をいただきましたので保安部会で見直して参ります。

【四国中央支部活動】ガス紙上展示会の活動報告

日時

令和7年10月1日(水)~11月30日(日)

場所

紙上展示会

主催者

(一社)愛媛県LPガス協会 四国中央支部

協力企業

リンナイ(株)

参加事業者

内田石油(株)・(有)カネユキ
四国ガス燃料(株)川之江出張所
(有)鈴木住宅設備・東予ガス(株)
日プロ愛媛(株)東予営業所・(有)日之出商店
(株)平石石油・(株)藤田商店四国中央営業所
(有)三宅石油店・(株)吉川ライフサポート設備

大ーガス(株)四国中央営業所

うま農業協同組合・共同瓦斯(株)

アストモスリテイリング(株)

計15社

展示内容 ※《チラシ内容》

Siセンサーコンロ(ビルトイン): 2台

食洗器: 1台

エコジョーズ: 2台

レンジフード: 2台

ハイブリッド給湯器: 1台

その他(衣類乾燥機): 2台

配布物

「日頃の感謝を込めまして お客様感謝セール」のチラシを事前に配布。

展示会の状況

①お客様感謝セールのチラシをリンナイ(株)と共同で作成し、参加事業者が各自でお客様に配布した。

②「ご成約記念品として、セール期間中、一定金額以上お買い上げの方に、カタログギフトをプレゼント」「目玉商品」等を掲載したチラシの内容でした。

来場者数

ご成約件数 43件

その他

課題としては、今までの展示会と違い手法が違う紙上展示会のため、周知方法をもう少し工夫する必要が有ると考えられる。

(四国中央支部 内田 研司 氏)

2026年オープンセミナー開催について【ご案内】

特定非営利活動法人LPガス災害対応コンソーシアムが標記セミナーを開催されます。

内容は、実際にサイバー攻撃の被害を受けた企業による実体験の共有、2025年に更新された国の最新被害想定、ならびにLPガス業界における災害対応・事業継続対策の最前線について紹介されます。

ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

内容:

1. コンソーシアム合同演習の現在と今後の課題
講師: 吉原 敏仁 氏 (防災士、事業継続主任管理士)
2. LPガス災害対応コンソーシアムの役割の変化
ー地震災害から水害、サイバーセキュリティ対策へー
講師: 津田 維一 氏 (富士瓦斯(株)代表取締役社長)
3. サイバー攻撃と経営リスクある上場企業の生々しい実体験ー
講師: 達城 利元 氏 (関通(株)管理本部経営企画本部本部長)
4. 最新被害想定についてー南海トラフ・首都直下地震ー
講師: 森久保 司 氏
(内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当))

開催方法:

YouTube限定公開

開催日時:

①当日視聴: 2026年3月2日(月)10時~15時

②期間視聴: 2026年3月3日(火)10時~3月31日(火)17時

参加費:

①当日視聴: 5,500円(税込) / 1名

②期間視聴: 11,000円(税込) / 1名

※いずれも事前のお振り込みをお願いいたします。

お申込期限:

2026年2月16日(月)まで

お申込み方法:

添付の「2026年オープンセミナー参加申込書」または特定非営利活動法人LPガス災害対応コンソーシアムのHP「セミナー申込フォーム」より申し込みください。

※同社にて複数名のお申込みの場合には1名ごとに申込書をご利用ください。

特定非営利活動法人LPガス災害対応コンソーシアムHP「セミナー申込フォーム」

(URL: <https://lpg-consortium.org/seminar>)



レジリエンスのためのGHP提案研修の開催について

標記について、全国の公立小中学校体育館(避難所)へのGHP導入を推進するため、GHPコンソーシアム、全国LPガス共同開催、日本LPガス協会後援による、標記研修が開催されます。

この提案研修は、GHP提案の確度を一層深めるため、学校体育館・公共施設にGHPを採用した自治体の事例発表をはじめ、実践的提案手法の開設、最新の導入事例、さらにAIを活用した提案書作成レクなど、関連業務の地方強化や効率化にも役立つ内容です。

後日、アーカイブ動画が共有されます。

現在、弊会では、各支部・執行役員会・需要開発部会・事務局が連携しながら地方自治体に対し

て推進にむけた取り組みをおこなっております。つきましては、是非とも研修に参加いただきますようお願い申し上げます。

内容

「レジリエンスのためのGHP提案研修の開催について」

主催

GHPコンソーシアム、(一社)全国LPガス協会共同開催。

日本LPガス協会後援

形式

WEB開催とアーカイブ動画の共有

時間

1時間54分

参加費

5,500円(税込)

対象者

LPガス事業者、コミュニティーガス事業者、地方都市ガス事業者

募集期間

令和8年2月10日(火)まで

申込方法やお問い合わせは、同封のチラシをご確認ください。スマートフォンからもお申込みできます。

2025年エネファーム事例発表会の動画公開について (ご案内)

コージェネ財団が、令和7年10月10日に名古屋で開催された、第11回エネファーム事例発表会をYouTubeに、財団FCサポートネットワーク会員専用サイトに会員限定公開されました。

右記のURLとQRコードからでしたら、会員

以外の方もご視聴いただくことが可能となっております。

エネファームの販売に役立つ事例の発表などが配信されております。販売の提案に是非ご活用ください。

記

第11回 2025年度エネファーム事例発表動画

URL

<https://www.youtube.com/watch?v=JnRBGa5nQb4&t=9s>



保安の確保と適正な取引に関わる法令遵守と保安業務の確実な実施について（お願い）

標記について、会員の皆さまにおかれましては、下記の保安業務に関して確実な実施と遵守に取り組まれておられる事と存じます。が、他県の液化石油ガス販売事業者に対して登録の取消し処分が行われました。

今一度、保安の確保と適正な取引に関わる法令遵守と保安業務の確実な実施について、法令遵守規定、保安業務の確実な実施についてご確認いただきますようお願い申し上げます。

【概要】

液石法第29条に規定される経済産業省令で定める保安業務の7区分のうち、「容器交換時等供給設備点検」を適切に実施していなかった。

液石法第27条第1項第1号及び第3項に違反するものであり、また、今後の点検実施の見込みもないことから、液石法第26条第3号に該当したため、登録の取消しとなった。

【法令】

第29条（認定）

保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業省大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

第27条（保安業務を行う義務）

液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。

第27条第1項第1号

供給設備を点検し、その供給設備が第16条の二

第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかった場合に生ずべき結果をその供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務

第27条第3項

液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十九条第一項の認定を受けなければならない。

第26条

経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第26条第3号

第11条、第13条第一項、第19条第一項若しくは第三項又は第27条の規定に違反したとき。

地方公共団体によるドレン排水の取扱い情報マップについて

標記について、（一社）日本ガス石油機器工業会のホームページに、「ドレン排水の取扱い情報マップ」と「ドレンの雨水系統への排水設置例」が追加されました。

11月の弊社主催の普及講習会にて、「高効率給湯機の推進について」を同会より講習いただきました。そのなかで、高効率給湯機を普及させる意義・背景として、抽出される主要課題で「ドレン

排水工事の制限緩和・ドレン排水雨水接続可能自治体の状況」ならびに、補助金の賃貸集合給湯省エネ2025事業の加算対象工事でお話しいただきました。

マップについては、各都道府県別に検索できるようになっております。エコジョーズ設置の際に参考にしてください。

詳細は、下記URLもしくはQRコードをご確認お願いいたします。

「ドレン排水の取扱い情報マップ」
<https://www.jgka.or.jp/information/index.html>



令和7年度高圧ガス防災訓練について

標記訓練が香川県にて実施されました。協会から専務理事と係長が参加しました。内容については下記の通りです。

日時：令和8年1月16日(金)13:15~15:30

場所：香川県消防学校

目的：高圧ガス移動中の事故に対し、迅速かつ的確な措置が講じられるよう実動訓練を実施、関係機関・団体相互間の連携の強化を図り、高圧ガス事故の拡大防止等を目的とする。

参加機関：香川県警察本部、高松北警察署、高松市消防局、香川県高圧ガス防災協議会、（一社）香川県LPガス協会、香川県一般高圧ガス保安協会

参加事業所：伊藤忠エネクスホームライフ㈱、イワタニ四国㈱、三共運輸㈱、四国石油㈱、大同ガス産業㈱、高橋石油㈱、高松帝酸㈱、内外プロパン㈱、日本プロパンガス㈱、横井石油㈱

訓練内容（タイムスケジュール）

13:10 整列

13:15 開会式

13:25 訓練1 液体酸素ローリー交通事故による漏えい事故処理訓練

液体酸素ローリーに乗用車が追突し後部操作箱から液体酸素が漏えい、乗用車運転手が負傷したとの想定で、交通規制、救助活動及び濃度測定等を実施。



13:50 訓練2 水素ガス燃焼比較実験及び消火訓練

水素ガスの燃焼時における特徴を炎色反応、布切れ燃焼及び金網燃焼で確認し、その後、消火訓練を実施。

14:10 訓練3 LPガス容器車両交通事故による漏えい事故処理訓練

LPガス容器配送車両に乗用車が衝突し乗用車の運転手が負傷、容器が転倒（転落しガスが漏えいしたとの想定で、交通規制、救助活動、噴霧放水及び噴出停止作業等を実施。



14:35 訓練4 極低温液化ガスの性状確認及び液封による安全弁動作実験

極低温液化ガスの性状と液封（液体対入）の様子を、液化窒素を併用して実際に確認。



15:00 訓練5 LPガス燃焼比較実験

液状とガス状のLPガスに引次した楊令の炎の勢い、大きさ等を実際に確認。

15:20 整列
15:25 閉会式
15:30 終了

四国ガス(株)との転換情報 (2025年12月転換処理分)

項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差	引	き	転換された計
地区	換	換	四	換	換	換
今治	3	2		1		4,712
松山	2	2		0		12,329
宇和島	2	0		2		3,146
計	7	4		3		20,187

※累計は昭和58年8月転換協定以降の数

協会日誌

令和8年
1月16日(金)
高圧ガス防災訓練
(香川県)

1月22日(木)
第8回総務部会
(オンライン)

1月23日(金)
第5回青年部会
(松山市男女共同参画推進センター)